

令和２年度 第９回江津市農業委員会総会

日時：令和２年 10月 21日(水) 午前 9時 30分～

場所：江津市地場産業振興センター ２階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 議案 第4号 非農地証明について

第7 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第8 その他

○出席農業委員（10名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番山本秀彦 4 番藤井孝子

5 番柳原良雄 6 番和田幸子 7 番大村理之 9 番田代和秋

10 番深野政勝 11 番原田和徳

○出席推進委員（9名）

盆子原温、井上清澄、階本誠一、野田英夫、佐々木建也

湯淺憲昭、仲津和法、吉岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長土崎一雄 参事藤田佳久 次長高井誠

○ 午前 9時 28分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。ご案内の時間より早いですけれども、ご出席予定の皆さん全員揃われましたので、ただ今より令和 2 年度、第 9 回江津市農業委員会総会を開会させていただきたいと思っております。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしく申し上げます。

会 長 おはようございます。先だってから農地利用状況調査等、皆様ご協力ありが

とうございます。また、その中で先般から来年度の水田の小売り調査が、今始まっている所でございます。荒廃等の水田についても、ぜひ水田の活用を進めて頂きたいと思っております。また、今日のご案内のように総会終了後、1時間弱くらいかかるようですが、手短かにやって頂きたいと思っておりますけれど、農業者年金制度についての研修等がございます。少し時間がかかるかと思っておりますが、よろしくお願ひいたします。また、その前に人・農地プランの進捗状況等の報告を頂くようにしておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、ただ今より令和2年度、第9回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、二本木委員それから河村推進委員、崎谷推進委員より欠席の報告がありました。出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願ひいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。ご了解いただきましたので、本日は10番 深野委員、11番 原田委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

農地法 第18条第6項

会 長 次に日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願ひいたします。

事務局 説明をさせていただきます。説明の前に、皆様お手元の資料を確認させて下さい。一つは、この議案集でございます。これは先日本配りさせていただいたものです。同じように位置図、それから非農地証明の現況写真です。それと、農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画について別冊となっております。これを既に郵送させて頂いております。それと、今日お手元に封筒でお配りしております、総会後に行います研修会の資料となっておりますので、ご確認をお願ひします。それでは、座って説明をさせていただきます。本日も、コロナの影響や後での研修会等もありますので、一部説明する所をお目通しして頂くという形で、進めさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。議案集は2ページになります。報告の第1号を説明させていただきます農地法第18条第

6項の規定による届出についてです。農地の所在ですけれども、敬川町●●●●●●、そして敬川町●●●●●●になります。どちらも田になります。賃借人と賃貸人についてはご確認をお願いします。なお、今まで借りられていた方が、この敬川町でされていたのですが、浜田市の方に農地がありますので、そちらで耕作をするということで、この度、合意解約をされたというふうに聞いております。簡単ですが、説明は以上です。

会 長 　ただ今、事務局より報告がありました。この件について、何かご質問はございませんか。ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　はい。質問等が無いようでありますので、報告のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定による届出については、ご了承願います。

農地法 第 3 条

《 跡市町 》

会 長 　次に日程第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　はい、それでは、説明をさせていただきます。議案集は 1 枚めくって頂きまして、3 ページになります。農地法第 3 条の規定による許可申請の 1 を説明させていただきます。農地の所在は跡市町●●●●●●外 1 筆になります。合わせて 783 m<sup>2</sup>になります。現況地目、登記簿地目どちらも田の土地です。譲渡人と譲受人については、ご確認願います。3 条の有償移転になりまして、対価は 10a あたり●●●千円となります。別冊の位置図は 1 ページになります。一枚めくっていただいたた所に所在がございます。ここのところで位置図の示してある区域と登記簿の面積にちょっと差異がありますけれども、こちらについては所有者が納得、確認をしていると聞いております。●●●●さんですが、ご自身は農地の所有という部分はありませんが、世帯でこれだけの●●●●の所有をされているということです。簡単ですが、私からの説明は以上です。

会 長 　それでは、和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6 番委員 　説明をいたします。位置図の 1 ページをご覧ください。左上から県道皆井田江津線を進みまして、県道跡市川平停車場線を●●●m程行った所に現地があり

ます。野田推進委員と一緒に現地確認をいたしました。長年、●●●さんは●●●さんより頼まれて、この土地を管理されておられ、この度、買い上げて欲しいとの意向があり、自宅が申請地上の方にあるのですが、自宅前の土地なので、こういうことでされました。現地●●●●●は野菜が作られており、●●●●●は草刈り管理がされておりました。川とかの災害が色々ありまして、現状は変わっているのですが、図面の面積も図としては、おかしいような感じがしたもので、私もどうしたらいいかと相談に行きました。図面上は違うようにありますが、これは登記簿面積であり相互了解の上、所有権の移転ということで問題無いと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 はい。ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 後地町 》

会 長 次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、説明をします。議案集は同じページの中程になりますのでご確認ください。農地の所在は後地町●●●●●になります。登記地目、現況地目どちらも田になります。面積は●●●m<sup>2</sup>になります。譲渡人と譲受人についてはご確認ください。3条の有償移転になりまして、対価は10aあたり●●●●●円となっております。内田行政書士さんの代理申請でありまして、担当委員は藤井委員になります。ちょっとここで説明ですが、現在●●さんは、●●●●●●●で工事に伴う立ち退きになっておられます。今回申請する農地の、すぐ横の方に自宅を移転するという形で、移転の宅地に併せて農地として整備するという形になっております。位置図の2ページを見て頂くと、●●さ

んのご自宅が一番下の所にあります。ここでも自宅の前に畑がある状態で、そういった形で移転後もしたいということを知っています。簡単ですが、私からの説明は以上です。

会 長 はい。それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 はい。それでは説明をさせていただきます。位置図の 2 ページをご覧ください。17日に現地の確認をさせていただきました。上に国道9号線とありますけれど、市立江東中学校とサンピコごうつの中の道を、約●●●m下った所にあるのですが、こちらは先程言われましたように、●●さんの自宅の比較的近い場所なのですが、現在は周辺は少し樹木が生えた山林化している所なので、これはどうされますかと一応お話を聞いたのですが、●●●●●工事に伴って残土を入れて畑に、今は田んぼになっているのですが、畑にしてこれから作っていきたいという事を伺いました。●●さん自身も畑をたくさん作っておられ、この地域に愛着を持っておられるので、残った農地も含めて環境保全に意欲的で問題無いと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 はい。ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問ございませんか。ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。質問が無いようです。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 はい、挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

農地法 第4条

《 敬川町 》

会 長 次に日程第4、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について説明をさせていただきます。議案集は1枚めくって頂きまして、4ページになります。位置図につきましても、1枚めくって頂きまして3ペー

シになりますので、ご確認をお願いします。農地の所在は敬川町●●●●外8筆、合計9筆になります。全て登記地目、現況地目は畑です。合計が1,969.61㎡になります。申請人は、江津市敬川町●●●●●●●の●●さんです。転用目的ですが、事務所・工場・資材置場等に転用するということです。ここにつきましては、顛末書が出ております。顛末書によりますと、元々亡くなられたお父様から相続された土地だそうですが、亡くなられたお父様がこういった形で●●●を営んでおられるということで、その為の事務所・工場・資材置場をされておりました。また、亡くなられたお父様も先代からの相続という形で、農地法の意識が薄いまま、手続きをしないままで農地を農地でない状態で使用しておりましたということで、改めて許可を受けることをさせてもらいますということ、今後はそういったことにならないように十分注意いたしますという内容の顛末書が出ておりますことを申し添えます。工期は、昭和51年月日不詳から、既に今の状態になっております。申請は、浜田の三浦行政書士さんが代理で出しております。私の方から説明は以上です。

会 長 はい。それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番委員 それでは、説明をいたします。位置図の3ページをご覧ください。9号線が斜めに走っていきまして、左側は浜田方面で右側は江津方面です。丁度、真ん中の辺に斜線である所なのですが、●●●になります。左側に●●●●●●という●●さんがありまして、右には●●●●●●●●という工場があります。その裏に野菜畑がありまして、作っておられました。状況を報告しますと、隣接する農地に土砂が流出しないよう、コンクリート塀を施行して周辺の被害は無いようにしたいと言っておられました。問題が生じた場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対処するということでした。以上で報告を終わります。

会 長 はい。ただ今、説明と調査結果の報告をいただきました。この件について、何かご質問はございませんか。ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 二宮町神主 》

会 長 次に日程第 5、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、説明をさせていただきます。議案集は 1 枚めくって頂きまして、5 ページです。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてです。その中の 1 番について説明をさせていただきます。農地の所在は二宮町神主●●●●●●外 1 筆です。どちらも登記地目、現況地目は畑になります。面積は合わせて 302 ㎡になります。譲渡人と譲受人については、ご確認をお願いいたします。権利は所有権の移転という形になりまして、転用目的は個人住宅を建築するものとなっております。対価は 10a あたり●●●●●千円になります。工期は許可の日から令和 3 年 8 月末日となっております。隣接する境界については被害防止の為、ブロックを設置するという形で、生活排水は合併浄化槽を設置し水路に流すという形で、周辺の農地については影響が無いようにするという事です。私の説明は以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10 番委員 はい。位置図は 4 ページをご覧ください。国道 9 号線がこのページの真ん中上から左側に通っておりまして、左側は敬川で右側が都野津です。9 号線の角に、●●●●●●●●という●●●があります。その所を、●●●m くらい南側に上がって頂いて、右折して●●m くらい行った所になります。周りは、全然耕作をされておられませんで、草地になっております。ここの排水ですが、その前に走っている道路の排水の方にされれば問題無いかと思えます。申請通りでありますので、よろしくをお願いいたします。

会 長 はい。ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。質問等が無いようであります。採決いたします。申請のとおり、決す

ることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 嘉久志町 》

会 長 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、許可申請の 2 について説明させていただきます。議案集は同じページの中ほどの所になります。位置図は 1 枚めくって頂いた所になりますので、ご確認ください。農地の所在は嘉久志町イ●●●●になります。登記地目、現況地目どちらも畑になります。面積は●●●m<sup>2</sup>になります。譲渡人と譲受人については、ご確認ください。所有権移転となっておりまして、対価は 10a あたり●●●●千円という形になります。譲受人は●●●にご住所がありますけれど、●●月●●日に江津市に転入をされるということで、申請書に書いてありました。自宅なのですが、申請地のすぐ横、位置図を見て頂きますと名前が入っていると思いますが、そこの方になります。この自宅の駐車場という形で使用するということになっています。ここの所ですが、排水等はバラスト敷くという形なのですが、土砂の流出を防止するという形になっております。周囲に被害を及ぼす恐れは、今は無いと考えておりますけれど、その場合には話し合いの上、責任を持って対応するということが書いてありました。許可の日から令和 2 年 11 月 30 日までの工期となっております。簡単ですが、私の方からの説明は以上です。

会 長 はい。それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11 番委員 はい。では、説明をいたします。場所は位置図の 5 ページをご覧ください。こちらは、地場産センターの近辺なのですが、右上から左下に走っている大きな道は江津バイパスになります。9 号線から来られる場合は、左中央部から下の方に走っている大きな道を、真っ直ぐ進むと 9 号線に当たります。バイパスから来ると、地場産の前の四差路を北方面に入りますと、もう一つ信号があります。これを右折しまして、道なりに約●●●m 弱行きますと申請地が左手にあ

ります。現状は、ここ数年耕作をされた様子は無く、草刈りの管理だけはされているような土地になります。周辺は、耕作されている畑は無く住宅がある状況です。前に花畑のようなものがあるのですが、耕作されている農耕地はありませんので、周辺には大きな影響を与えることは無いと思いますので、問題は無いと思いますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 はい。ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。質問等が無いようであります。採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

《 後地町 》

会 長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、3番目を説明させていただきます。議案集は同じ所の一番下になります。また、位置図は6ページになりますので、よろしくお願いいたします。農地の所在は後地町●●●●●●になります。登記地目、現況地目どちらも畑になります。面積は●●●㎡になります。譲渡人と譲受人については、ご確認願います。所有権移転という形で、対価は●●●●●です。譲渡人は譲受人の祖父でして、祖父宅に駐車はするものの、この申請地を個人住宅として使用したいという申請が出ております。工期は許可の日から令和3年9月30日となっております。工事に際しては、隣接農地に被害の無いよう十分注意して行います。生活排水は浄化槽を通じて道路側溝へ流すので、周囲への影響はございません。また、隣接する農地との境界については、ブロック基礎を新設するため、宅地内の水が農地に浸潤する恐れはありませんというふうに書かれておりました。簡単ですが、私の方からの説明は以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 はい。説明させていただきます。位置図の 6 ページになります。車の進入路は地図からはみ出した形で、右手の方になります。JR 浅利駅から約 1.9 キロ東へ、江津東小学校のある交差点から海側へ入って行くと、位置図の右上に●●●●さんという家が見えるのですが、その道路に出てきます。この道を約 350 m 行きまして、三叉路の所を約 180m まで更に行くと、●●●●があるので、ここから鋭角に約●●●m 細い道ですが、進んで行くと現地があります。現状は土地の半分道路側が、少し野菜が作られていまして、半分は草刈り保全程度です。隣接する土地も、特に耕作をされている様子は無く、草刈り保全されているような感じでした。先程の説明にもあったように、宅地内の水の影響が無いように配慮するというので、説明を受けております。周辺の様子からも特に問題は無いであろうと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 はい。ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 はい。

挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 4 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、許可申請の 4 について説明させていただきます。ページは次の 6 ページになりますので、ご確認願います。位置図につきましても、6 ページになりますので、よろしくお願いいたします。それでは説明させていただきます。農地の所在は都野津町●●●●●●になります。登記地目、現況地目どちらも畑になります。面積は●●●m<sup>2</sup>になります。権利の所ですけれども、期限定め無く使

用貸借という形で計画が出ています。譲渡人と譲受人については、ご確認願います。ただ、譲渡人は譲受人の父であり、親子間の使用貸借という形です。申請理由ですけれども、申請地に個人住宅を建築したいということです。工期は許可の日から令和3年9月30日になっておりまして、工事に際しましては、隣接農地に被害の無いよう十分注意して行いますということが書いてありますので、周辺農地に影響は無いものと考えられます。簡単ですが私の方からの説明は以上です。

会 長 はい。それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 位置図は7ページをご覧ください。上のやや真ん中から右下の方に、県道皆井田江津線が走っています。上の方向には、都野津町西交差点がございます。そこから200mくらい跡市方面へ進みまして、●●と言う●●●がありますが、そこを西の方へ突き当たると●●●●●●があります。これを南側に●●mくらい進んで今度は右折しまして、●●mくらい行きますと左側の土地になります。今、この土地は草刈り管理の程度しか管理しておりません。ここに、家を建てるということと、車も置けるスペースも確保したいということであり、周りは宅地化されてきておりまして、特別問題は無いと思われれます。以上です。

会 長 はい。ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。質問等が無いようであります。採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会 長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の5について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、許可申請の5について説明させていただきます。議案集は先程と同じ

ページの中程になります。位置図は1枚めくって頂きまして、8ページになりますのでご確認願います。農地の所在は二宮町神主八●●●●●になります。登記地目、現況地目どちらも畑になります。面積は●●●㎡になります。譲渡人と譲受人につきましては、ご確認をお願いします。所有権移転となっております。対価は10aあたり●●●●●千円となっております。工期は許可の日から令和3年3月31日を予定としております。こちらについては、住宅からの生活排水は合併浄化槽を経由して、市道内の道路側溝に接続するということです。また、敷地の周囲にブロック塀を設置するので、周辺に被害を及ぼす恐れは無いと思われます。万一の場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任を持って対応すると書いてあります。転用目的は個人住宅です。簡単ですが、私からの説明は以上です。

会 長 はい。それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

10番委員 位置図は8ページをご覧ください。左上、真ん中辺りから下に走っている道路は、国道9号線です。左側は波子方面で右側が都野津方面です。ファッションセンターしまむらの交差点を、●●●mくらい南側に入って頂いて、今度は右に折れて●●mくらいの所に申請地がございます。この土地は、右側に●●●●●さんの家がありますが、●●●●●さんの宅地兼農地という形で、畑で野菜等を作っておられました。本人の要望に応じて譲り渡すということになります。周りは宅地化されてきておりますので、特段農地に悪い影響を与えるということはありません。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 はい。ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の5については、可決されました。

《 渡津町 》

会 長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の6につい



から色々詳しく説明がありましたように、譲受人の方が更地にした土地を売却処理をしようと手続きを進めていた所、思いもよらない形で●●さん名義の、農地の存在が分かったということでした。●●さんは●●●を建設開業した際は、この農地も全て含めて、この土地を買っていたと認識をされていたということです。●●さん、あるいは今回の●●さん兩名も、先程事務局からもあったように、最近までその畑が含まれていることは全く知らなかったと、いうことであります。事務局からもありましたように、10年以上前の建設当時も含め、公図あるいは国土建設等ではっきりしていなかった可能性があると思われるということから、顛末書を出されているということです。この申請について、特に問題は無いと思われまますけれど、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 以上、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、質問等はありませんか。

3番委員 この●●●は、廃業をされたのですか。

会 長 はい。そうです。更地になっています。

3番委員 ●●さんは●●●ですけれど、住所は移転されたのですか。

事務局 よろしいですか。

会 長 はい、どうぞ。

事務局 今の質問ですけれど、●●さんの住所は申請書にも●●●とありますので、現時点で●●●にお住まいだと認識しております。以上です。

会 長 よろしいでしょうか。

3番委員 はい。

会 長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の6については、可決されました。

非農地証明

《 二宮町神村 》





所で遊休農地だった場合に意向調査というのを行っております。行っておりますという言い方をしたのですが、実際にこの農地について既に行っていたか、行っていたらその意向はどうだったのかということについて、すみません私も確認が取れておりません。現時点で、どのような意向を持っておられるかというのは、今は分からない状況です。ただ、この度、申請が非農地証明として出たというだけで、過去の所で意向調査を実施した農地なのか、それともまだしていない農地なのかということの、確認ができていない所です。

11 番委員 荒廃農地で3番を付けた場合は、意向調査確認は無いですよね。例えば、数年前から3番が付いているとか。

事務局 よいですか。

会長 はい、事務局どうぞ。

事務局 おっしゃられる通り、もう荒廃ですとB区分という形で調査されている場合は、本来ですとうちの方から非農地通知等々にいって、落とすべきということになります。その調査についても、もしかしたら見立てが違う場合がございますので、いずれにしましてもB区分、荒廃農地としての3番になっているのであれば、通常であれば農地から外すという手続きになっていきます。

会長 他にご質問等ございませんか。

階本推進委員 ということは、この写真を見ても、本人さんは●●におられるという客観的に住所を見れば、非農地証明を出しても別に問題はないのではないかと。どこに問題があるのでしょうか。もし、本当に耕されるのなら。本人さんは●●におられて、どうされるか分からないけれど、別の誰かが田んぼとか畑としてやっていかれるかということも、私は無いのではないかと思います。

会長 この件について、先ほどらい、さまざまなご意見が出ておりますけれども、皆さんのお考えはいかがでしょうか。

2番委員 よろしいでしょうか。こういう状況は我々としても苦労しているのですけれど、要するに耕作地が減っていくということについては、私たちから見ても非常に残念だなと思うのですが、やはり後継者の方がどうされていくのかということが、考えられることだと思います。こういうことが、どんどん出てくると、本当にもう耕作地がどんどん荒廃してしまうということがあるのですが、どうしたらいいのかと疑問に思い悩むところです。やはり、これを見ると右の方は

畑にすると良い感じがするのですが、これを近所の方が作ってあげようということになれば助かるのですが、そういうような状況の所では無いのでしょうか。見ると非常に場所的には、良い場所だなと思いますが。働きかけるということも、出来ないものかなと思います。木が2本か3本、委員さんの方から言われると大体私も感じるのですが、3本切れれば畑にはなるのではないかなと、微妙な所なのですね、これね。するのকাশないのかという判断も苦しい所があります。今言うように、最終的に本人さんがもうやれんということを出していることなので、それに従うしかないのかなという所だと思うのですけれど。

5番委員 よろしいでしょうか。私もこういう所はたくさん見ているのですが、本人に言ったこともあります。ここの木を切って草を刈ると、また農地にかえりますよと言うと、そんなことをしてあと誰が耕作をするのかと言われたことがあります。こういう農地の所はたくさんあると思います。元にかえして誰が耕作をするのか。誰が耕作してくれるのか、そういうことになると、一つ問題がまた元に戻ってしまうということを考えます。

会 長 和田委員いかがですか。

6番委員 この方が、今回非農地を出されて、今後どうされるという意向とかは分かっているのですか。

会 長 それは先程、事務局が言われたように意向調査の結果が不明ということです。

事務局 お時間いただけるのであれば、事務局に連絡をして確認をしてみようと思いますが。

会 長 いずれにしましても、こういう問題は今後更に出てくるかと思しますので、裁判事例ではないですけれど、やはりきちっとしておかなければいかんなど。

2番委員 いいですか。

会 長 はい。

2番委員 こういうことが出てくると、どんどんどんどん増えてくると思うのです。本当にそれでいいのかなと我々も感じる所があるのですね。出来れば、さっき言われたように、近所で作っておられる方がやって頂ける方がおられれば一番良いのですけれど、そこまでは進められるのかどうか。

会 長 いずれにしても、●●のご本人に意思の確認はされているのでしょうか。

事務局 この非農地の申請が出てきてから以降のことについては、確認しております

ん。過去の利用状況調査からの意向調査をしていたかどうかの、確認をすみませんで漏れておりました。なので、今はそういった意向があるのか含めて分からない状態です。

11 番委員 はい。

会長 はい。

11 番委員 本人さんが、本藤先生を介して非農地証明を出されたということは、耕作する意思は無いのだろうというふうには、推察されるので。難しいところなのですけれど。

湯浅推進委員 はい。

会長 はい、どうぞ。

湯浅推進委員 今、言われていたように木を切って、草を取ればすぐ畑になるというような感じで受け取ったのですが、それでも、これは木を切って草を取るだけでは、済まないと思います。それならあっさり非農地にした方が本人さんは助かるのでは。素敵にかかりますよ、セイダカアワダチソウだけなら良いけど、カヤがあったり木があったりするなら、伐根費用だけでも相当かかると思います。

会 長 これで時間を潰してもいけませんので、色々ご質問を頂きましたけれども、今回、一回採決をしましょうか。

9 番委員 ちょっと。すみません。

会長 はい。

9 番委員 こういう案件がこれからもあると思いますが、一番危惧されるのは、近隣の農地を持っておられる方だと思うのです。こういう所を見ると有害鳥獣の関係で、うちらの方でもそうですが、猪とか獣の住処になって、周りが迷惑するわけです。結構批判的に言われるのですが、多分そういったことも本人に言われると思うんです、周りから。その関係で非農地にしてしまえば、楽になるといいますか、最低でも草刈りで保全管理をしなくて済むという、そういった逃げもあるのではないかと考えられるのだけれども。ある程度、そういった有害鳥獣の柵も考慮しての非農地なら何ら問題はないのではと思いますが、条件を付けるということは出来ないのですか。

会長 はい、事務局どうぞ。

事務局 転用申請とは違いますので、証明に対して条件を付ける証明というのは、私

の理解不足かもしれませんが、条件を付ける証明というのは難しいと思います。

佐々木推進委員 ちょっといいですか。

会長 はい、どうぞ。

佐々木推進委員 この非農地証明というのは、非農地証明を出した後のことは全く考えずに、ただ非農地証明を出すだけなのか、その後のことも考えてこの証明を出されるのかということが、今の色々な話を聞いて分からないのですが。認識不足ですみませんが、どうなのでしょう。

会長 事務局、説明出来ますか。

事務局 はい。非農地証明を出しますと、事務局の処理としましては、管理する農地台帳から外していきます。おそらく、その非農地証明の農業委員会が発行した証明書を持って、登記官のところで登記をかえる、地目を変えるということになります。地目を変えともう農地としては手が離れるという流れになります。

会長 はい、和田委員どうぞ。

6番委員 私もちっと分からないですけど、ここをやると登記をされて、何かをしないと、しないというのはおかしいですが、もう転売の事はいいことですよね。あとは本人がということが問題で。非農地を外せば、あと転用はまたあるかもしれないですけど、非農地は色々出さなくても色々な事が出来る、売買するとか何か計画を立てて建物を建てるとか、そういうことが可能ということですね。だから、もう農業委員会からは外れると。ただ、何か無いと登記までしてと思ったもので、今後どうされるのか、耕作を続けて周りの方の事を考えての今後の事か、そういうことを思ったもので意見を言わせてもらいました。

会長 事務局、何か。

事務局 はい。先程も説明させて頂きましたけれども、この非農地証明があると登記の所で、地目が農地以外のものに現況に合わせて変えることが可能になります。最終的には統括の判断なので、ここで最終的な結論を申し上げることは出来ませんが、基本的にはここで地目が変わっていきます。地目が変わることになりますと、今度はどなたでも取引出来ます、通常の範囲内でしたら出来ますので、第三者に渡り易くなるという一面はございます。また、田代委員さんの話にもよるのですが、同じように例えば植林をするといったときに、非農地からの植

林となったものと、周りの農地の日照が悪いので控えて欲しいという話は出来るのですが、農地のままとなると例えば 4 条なり 5 条申請で植林となると、周辺の農地の影響はどうでしょうかという、制限といいますか、確認が入りますので、そういった所では農地のままからの何かにするというような申請の方が、周辺の農地を守るという観点から言うと、縛りはあるかもしれませんが。その辺がどういった影響であるのか、また状況にもよると思うのですけれど、一概にどちらが正しいとも言えにくい状態だと思います。

2 番委員 ここは農地水とか、そういう組合といいますか、そういう事業には入ってられない所ですか。そういうのがあれば。

江津市農林水産課 入ってないですね。今のこの状況なら入ってないですね。

2 番委員 それでしたら、非農地にしないと・・・。

会 長 この件を議論していても埒があかないので、とりあえずどうしましょう。採決をしますか、保留しますか。

会 長 はい、事務局。

事務局 だいぶ意見も皆さんお持ちで、難しい状況だと思います。この出された申請について、必ず回答しなければいけないのか、例えば保留という事にしてもう一度調査に入るか、それが出来るか出来ないのか県の指導を仰ぎたいと思いますので、ここの所は保留にさせて頂いて、先に集積の方に進んで頂ければと。

会 長 保留というのは、来月にするという事ですか。

事務局 いえ、先に利用計画の方をしている間に、県に確認をしたいと思いますので、議案を入れ替える形で、最後に採決をさせて頂ければと思います。

会 長 わかりました。それで、ご了承願います。それでは、事務局からありましたように、この件はひとまず止めて、次に進みたいと思います。

#### 農用地利用集積計画

会 長 次に日程第 7、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、意見第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についての資料をご覧ください。1 ページをご覧ください。今回につきましては、桜江地区で桜江町川越と田津の 2 件が出ております。設定につきましては、ここにありますように 10 年の設定ということで、両方とも畑で、川越の

方が●●●㎡、田津の方が●●●●㎡、合計で 1,676 ㎡となっております。全て新規でございます。次のページ、2 ページをご覧ください。詳細について挙げております。利用権設定ということで、桜江町田津●●●●●、畑で●●●●●㎡ということです。利用権を設定移転する者が●●●さん、埼玉県朝霞市●●●●●●●●●●●●の方です。利用権の設定移転を受ける者ですが、公益財団法人しまね農業振興公社でございます。利用権設定の期間は 10 年 2 ヶ月でございます。10a 当りの賃借料は●●●●円です。次に、桜江町川越●●●●●●●●ですが、地目は畑で面積が●●●㎡です。利用権を設定移転する者が●●●●●●●●さん、江津市桜江町川越●●●番地の方です。利用権の設定移転を受ける者ですが、公益財団法人しまね農業振興公社でございます。これも期間としては 10 年 2 ヶ月、10a 当りの賃借料も同じく●●●●円でございます。その後、3 ページ 4 ページにつきましては、白黒で分かりづらいですが、写真等も付けておりますので、ご覧ください。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありました。この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　はい。質問等が無いようであります。採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　はい。挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。その他について、事務局から総会に係るべき案件がございますか。

事務局 　ございません。

会 長 　その他について、皆さんから何かございますか。よろしいでしょうか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　それでは、先程の非農地証明の案件についてお願いいたします。

事務局 　今、事務局へ確認させて頂きました。まず、利用状況調査ですが、既に B 区分という形になっておりましたので、意向調査はそもそも行っていないという

ことでした。ですので、利用状況調査後に例えばここを農地にかえたいとか、  
斡旋を受けたいといった意向は無く、そもそも調査の時点で非農地でしたとい  
う調査になっております。

会 長 それは何年前から。

事務局長 ここ5年くらい前では。

事務局 今、入っていたということなので、おそらく前回、前々回もそのような状態  
で以前からB区分と判断されていると思います。

会 長 はい。それでは、先程のこの件について事務局の確認を頂きました。それで  
は、ここでこの非農地証明について採決をいたします。申請のとおり、決する  
ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手多数 ]

会 長 挙手多数と認めます。よって、非農地証明については、証明することに決し  
ました。

会 長 その他事務連絡等は、総会終了後に行います。以上で日程のすべてを議了い  
たしました。これをもちまして、第9回江津市農業委員会総会を閉会といたし  
ます。なお、次回の開催は11月20日の金曜日を予定しておりますので、よ  
ろしくお願いいたします。

[ 閉会 午前10時50分 ]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員